

広島県選挙管理委員会告示第三十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として次のものを指定した。

平成二十一年七月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
病院	庄原市立西城市民病院介護老人保健施設せせらぎ	庄原市西城町中野一三三九番地	平成二十一年七月七日